

緊急銃猟対応マニュアル  
(ツキノワグマ版)

令和8年3月  
松江市

はじめに

近年、ヒグマ、ツキノワグマ、及びイノシシ（ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシを合わせて「クマ等」という。）の人の生活圏への侵入が相次いでおり、人身被害も多く発生している。現実・具体的に危険が生じ特に急を要する状況で、住居集合地域等で銃器を使用した鳥獣の捕獲等が必要となる場合には、警察官職務執行法に基づく対応や、ハンターの「緊急避難に該当する」との判断のもと猟銃等を発射した行為（結果的に刑法の緊急避難に該当する場合には違法性が阻却される）などで対応してきた。

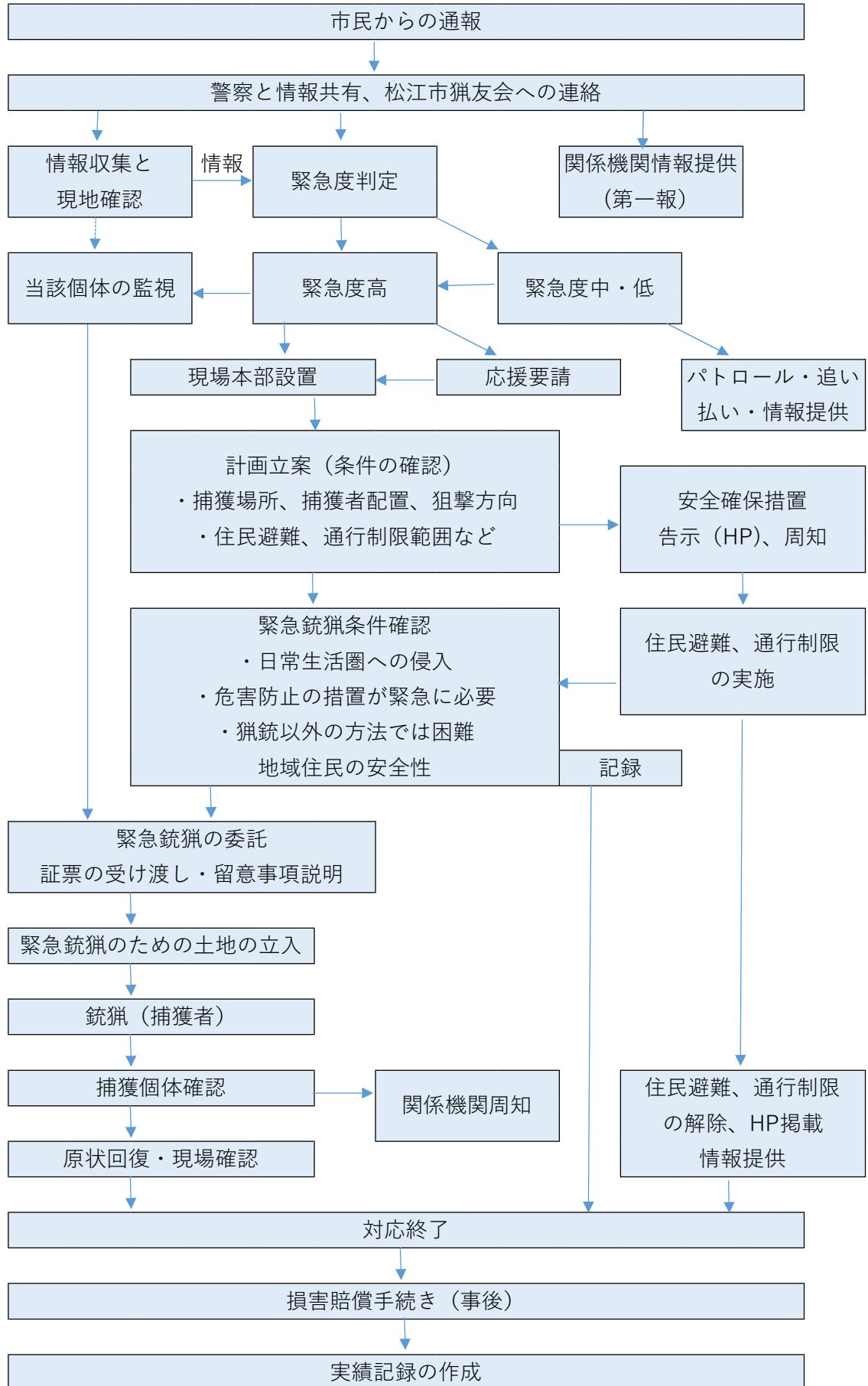
他方で、こうした状況ではない膠着状態にある場合においても、より予防的かつ迅速に対処することが求められることから、鳥獣保護管理法の一部が改正され、地域住民の安全確保のための措置を十分に講じた上で、大型獣の中でも特に人身被害を生じさせるおそれの高いクマ等について、住居集合地域等よりも広い概念である人の日常生活圏での銃猟をすることを可能とする制度「**緊急銃猟**」が創設された。

松江市においても例年ツキノワグマ（以下「クマ」という。）の出没、目撃情報等があることから、平時から体制の整備、対応フロー等をまとめ、日常生活圏への出没があった際に円滑な対応ができるよう、このマニュアルを定める。

## 目次

1. 松江市における緊急銃猟フロー	P2
2. 緊急銃猟に備えた平時における事前準備	P3
(1) 対応体制の確保	P3
(2) 用品の確認	P4
(3) 訓練の実施	P4
3. クマ出没時の対応	P5
(1) 通報受信時の対応	P5
(2) 情報収集と現場確認	P6
(3) 緊急性の判断・関係者への共有・出動要請	P6
4. 緊急銃猟の実施（クマ現在位置確認後）	P8
(1) 現状把握及び計画立案	P8
(2) 計画の具体的検討	P8
(3) 実施準備	P9
(4) 緊急銃猟実施	P9
(5) 緊急銃猟の外部への委託	P10
(6) 原状回復、安全を確保する措置の解除	P11
巻末 チェックリスト	P12

# 1. 松江市における緊急銃猟フロー



## 2. 緊急銃猟に備えた平時における事前準備

### (1) 対応体制の確保

#### ① 人員の確保と役割

緊急銃猟に備えあらかじめ役割を定め、有事の際には迅速な行動を図る。なお、緊急銃猟における役割分担は下記のとおりとし、平時から自分の役割については認識しておく。

	構 成	役 割
現地本部班	◎農林基盤整備課長 ○農林総務係長 松江警察署生活安全課 東部振興センター職員 松江市猟友会長 農林総務係員（記録係）	・現場対応の指揮、総括 ・計画の決定、実行 ・捕獲者への委託 ・現状復帰、損失確認 ・本庁への連絡 ・広報、報道対応
監視チーム	◎農林総務係 警察署員 松江市猟友会 ※監視後捕獲班へ	・個体の監視
捕獲班	◎松江市猟友会（3名） 警察署員 農林総務係（連絡係）	・緊急銃猟の実施 ・止め刺し、現場確認
避難誘導班	◎基盤整備係長 ○基盤整備係員（4名） 警察署員	・計画範囲の住民の避難誘導 ・通行制限班との連携 ・避難所開設時の対応 ・避難完了の確認
通行制限班	◎林務係長 ○林務係員（4人） 警察署員	・計画範囲の通行制限 ・避難誘導班との連携 ・通行規制の確認
事務所班	産業経済部長 農林総務係員（2名） 支所職員（住民広報）	・現地本部との連絡調整 ・応援職員の調整 ・広報（計画範囲の周知等）

※支所職員の現場応援があった場合は避難誘導班、通行規制班に参加

#### ② 島根県や近隣市町村との連絡・協力体制の確保

有事の際は島根県と近隣市町村と常に情報の共有を図り、必要に応じて県に対し応援要請を行う。また、円滑な情報伝達を図るため平時より連絡・協力体制について確認を行う。

#### ③ 関係者リスト、連絡網の作成

有事に備え、上記①②の役割分担に係る関係者リストを別に定め毎年4月に更新を行い、関係者で共有する。なお、変更がある場合は随時更新を行う。

また、クマが出没した場合の通報窓口の連絡先について、住民に周知する。

## (2) 用品の確認

用意する備品は下記のとおりとし、松江市（農林基盤整備課）で保管する。また、有事の際は、農林基盤整備課がすみやかに現場本部へ持ち込む。なお、クマ撃退スプレー、煙火については使用期限に注意する。

項目	説明	数量	チェック
証票（腕章A【黄】）	・緊急銃猟従事者用 ・土地の立ち入り時の証票を兼ねる	30	
証票（腕章B【赤】）	・緊急銃猟捕獲者用 ・緊急銃猟委託時に、農林基盤整備課長から受け渡し ・土地の立ち入り証票を兼ねる	8	
ヘルメット（汎用）	・装着必須 ・普段から使用するため個人持ちを基本 ※持っていないものは現場で貸与	25	
カメラ	・記録用（本部用、捕獲班用）	2	
トランシーバー	・本部用、捕獲班、通行制限班（4台）、避難誘導班（2台）	8	
公用携帯	・本部連絡用1台（通常時は有害鳥獣対策事業で使用）	1	
誘導棒	・避難誘導、通行制限で使用	10	
危険表示テープ	・通行制限で使用 （電柱と車両の間を結ぶ）	10	
盾・プロテクター・ヘルメット	・現地本部用（クマ搜索時にも使用） ※屋内対応時、個体死亡確認時に使用	各3	
クマ撃退スプレー	・使用期限（3年）に注意	4	
花火（花火ホルダー）	・クマの追い払い、誘導等に使用	20（4）	
ネットランチャー	・クマの威嚇、追い払いに使用	3	
長机・折りたたみ椅子	・現地本部で使用（長机1、椅子6）	1式	
照明器具等	・夜間、クマの搜索、確認に使用	2	
車両*	・通行制限で使用（必要に応じて資産経営課、支所の車両を借用）	7	
トラック*	・トラックの荷台から撃ち下ろす場合や捕獲個体を搬出のために必要。（必要に応じて資産経営課、支所の車両を借用）	1台	

## (3) 訓練の実施

- ・緊急銃猟について、年1回以上机上または実地にて訓練を行う。
- ・机上・実地の種類は問わないが、実施する場所や人については考慮すること。
- ・訓練の実施にあたっては、警察や猟友会と十分調整のうえ行うこと。



- ・ 保育所幼稚園課（→保育所、幼稚園）
- ・ 学校教育課（→ 小・中学校）
- ・ 防災危機管理課
- ・ 市民生活相談課
- ・ 消防署指令課

## （2）情報収集と現場確認

通報を受けた際は速やかに情報収集と確認のため現場へ向かう、安全を確保しつつパトロールを行いクマの現在位置の把握に努める。現場で通報者から情報を聞き取る。

## （3）緊急性の判断・関係者への共有・出動要請

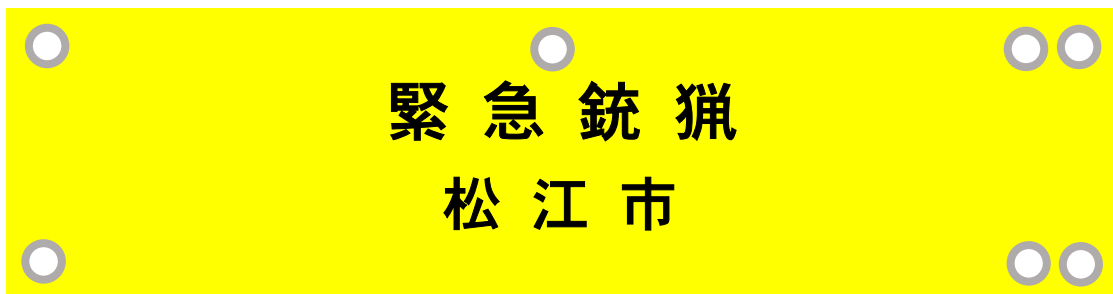
通報内容を農林基盤整備課内で協議し、クマの位置（推定位置）、経過時間、人的・物的被害、目撃回数などを考慮し、緊急度の判断を行う。

① 緊急度高：現にクマがいる可能性が高い、又は、緊急銃猟を含む捕獲対応が必要と判断される場合

- ・ 近隣の適当な場所（支所、公民館、地元集会所またはその駐車場）に現地本部を選定し、現地本部職員（総務係）は可能な限り迅速に選定場所に向かう。その際、必要な用具等を可能な限り持参する。

※現地本部はクマのすぐ近くに設置するとクマを興奮させることがあり、捕獲関係者を危険にさらす恐れがあるため、クマから見えない場所であり、クマが確認でき緊急な対応が可能な位置に設置する

- ・ 本部班は松江市猟友会、島根県東農農林水産振興センター、松江警察署生活安全課に知りうる限りの情報を伝え、現地本部への出動を要請する。
- ・ 本部班は部長へ報告、緊急銃猟の可能性について副市長、市長へ報告を行う。
- ・ 現場対応の職員、捕獲関係者は現地本部で証票 A を受け取り装着する。（狙撃班についても委託時まで証票 A を装備）



※この証票は「緊急銃猟のための土地の立ち入り等」を行う際に身に着けなくてはいけないものであり、求められた場合は掲示しなければならない。

- ・ 現地到着後、クマの現在地の把握を行い、周辺状況などの情報収集に努める。
- ・ クマの位置を確認後は、松江市猟友会とともに、刺激等しないよう距離を置き監視を行う。
- ・ 事務所班は、市の関連各課へ情報共有するとともに、市の「ツキノワグマ注意」のホームページを更新することで住民への広報、注意喚起を行う。（X、facebook を同調）

※ホームページ内容

**【緊急】 ツキノワグマ出没に関するお知らせ（〇〇町××）**

本日〇月〇日××時、〇〇町××の△△付近において、ツキノワグマの出没が確認されました。危険ですので周辺に近づかないよう、ご協力をお願いいたします。

- ② 緊急度中：クマが付近にいる可能性があり注意が必要な場合。（目撃から一定時間が経過している。夜間の目撃ではっきりとクマと断定ができないなど）
- ・松江市猟友会とともに痕跡等の確認と付近のパトロールを行い、必要に応じ煙火による出没防止措置をとる。また、必要に応じ緊急度を改め緊急銃猟を含む捕獲対応について検討する。なお、パトロールに合わせ誘因物、潜み場などを確認する。
- ③ 緊急度低：クマが付近にいる可能性が低く、人の生活圏内から立ち去った、あるいは立ち去った可能性が高い場合。（目撃からかなりの時間が経過している。目撃地点が生活圏域外で圏内への侵入の可能性が低いなど）
- ・目撃現場、痕跡等の確認と付近のパトロールを行う。なお、パトロールに合わせ誘因物、潜み場などを確認する。

**※情報提供について**

上記②③の報告を受けた担当者は、第一報の送信先を含め関係課に情報提供、ホームページの更新を行う。

**配信内容（例）**

**【続報】 ツキノワグマらしき動物の出没に関するお知らせ（〇〇町××）**

本日〇月〇日××時ごろ、〇〇町××の△△付近において、ツキノワグマらしき動物を目撃したとの通報があり、職員が確認しましたが痕跡等は見つかりませんでした。

**※誘因物の撤去について**

パトロール等で気づいた誘因物、潜み場などの排除を検討する。

#### 4. 緊急銃猟の実施（クマ現在位置確認後）

##### （1）現状把握及び計画立案（現地拠点設置後）

###### ①クマの状況を確認

- ・目視で確認できる場合は、当該個体を監視する者（以下「監視班」）を置く。  
※監視班は市職員、松江市猟友会、警察で構成し、個体に動きがあれば随時現地本部へ連絡する。
- ・屋内など目視での確認が難しい場合は、個体の状況確認方法について協議を行う。（ドローンの活用を含む）

###### ②緊急銃猟による捕獲等の選択可否に係る判断

クマの位置（推定位置）が特定されたら、緊急銃猟による対応を選択できるかを検討する。検討に当たっては、まずは鳥獣保護管理法上の以下の条件

- ・危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入し、
- ・危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要で
- ・銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であり
- ・避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合

を満たす見込みが十分にあるか確認する。満たす見込みが十分にあると判断された場合には、緊急銃猟の実施に関する計画の調整を進める。また、捕獲者に緊急銃猟チェックリスト（捕獲者用）への記載・署名をお願いする。

条件を満たさないと判断された場合には、緊急銃猟によらない方法（警察官職務執行法での対応、追い払い、箱わなによる捕獲等）を検討する。

###### ③緊急銃猟に関する計画の調整

現場本部で、捕獲関係者（市職員、松江市猟友会、島根県東部農林水産振興センター職員、松江警察署員）と地図を見ながら安全確保の方法等や発砲の向き等を相談し、具体的に緊急銃猟の実施に関する計画を検討する。

##### （2）計画の具体的検討

現場本部で、捕獲関係者で下記の内容について協議の上決定する。

###### ①以下の場合、現実的に緊急銃猟は困難であり要件を満たさないものとする。

- ・クマが一カ所に留まらず移動しているとき
- ・跳弾の危険性の高い、住宅地（路上）に出没しているとき
- ・当日、現場にいる人数では確実に捕獲できる可能性が高くないとき

###### ②銃猟の実施に関すること

- ・発砲する方向、人員配置
- ・バックストップの確保、跳弾の可能性、危険物の有無
- ・弾丸（跳弾を含む）が到達しうる範囲
- ・被弾した半矢の危険鳥獣による危害が及ぶ範囲

###### ③避難誘導、通行制限の範囲

- ・弾丸が到達しうる範囲を考慮しながら、避難誘導、通行制限を行う範囲を決める。
- ・原則、範囲外への退避を促すこととするが、クマとの距離、発砲方向を考慮して、屋内退避を含め安全な方法を選択する。

- ・避難所の設置が必要な場合、近隣の支所、公民館、自治会集会所の使用について、管理者と相談を行う。
- ・通行制限は警察との協議のもと、う回路確保なども考慮し警察の助言に従い決定する
- ・避難範囲、誘導員の配置場所が決定後、協力いただける警察署員と市の職員の役割分担を行う。

※交通量の多い地点や誘導技術が必要な地点については、警察にお願いします。

### (3) 実施準備

具体的計画が決まり、留意事項等の確認ができれば以下の準備を進める

#### ①想定される必要人数を算出し、不足する場合は応援要請を行う。

- ・農林基盤整備課、支所、農政課の順で不足する人員を確保

※県への応援要請については振興センター職員以外の応援要請は基本想定していない。

ただし、市域をまたぐ可能性がある場合などは県への応援要請も積極的に検討する

#### ②通行の禁止・制限を実施する場所の管理者等への協議・事前連絡

現地本部から下記の道路管理者等へ事前連絡及び協議を行う。

- ・道路管理者(報告)

国道 9号線、54号線、山陰道 松江維持出張所 0852-21-9495

それ以外の国道と県道 松江県土整備事務所 維持管理部管理第一課 0852-32-5794

市道 都市整備部 道・緑・水辺相談室 0852-55-5810

- ・国指定鳥獣保護区 環境省地方環境事務所 松江管理事務所 0852-21-7626

- ・鉄道施設(協議) JR西日本松江管理駅 0852-24-1560

- ・管轄の警察署(通報) 原則警察と行動を共にしているので不要

#### ③情報の共有と住民への周知

- ・事務所班へ緊急銃猟実施場所、避難範囲、通行制限範囲を通達。事務所班は通行制限の範囲等をホームページに掲載(X、facebookを同調)後、現場本部へ更新した旨を報告。

**【緊急】ツキノワグマ緊急銃猟に関するお知らせ(〇〇町××)**

本日〇月〇日××時より、〇〇町××の△△付近において、出没したツキノワグマへの緊急銃猟対応のため、通行規制、避難誘導を行います。ツキノワグマが動き回ることも考えられ、発砲に伴う危険もあることから、周辺に近づかないよう、ご協力をお願いします。

- ・事務所班から市関係課へFAXを送り情報共有を図る。(地図付き)
- ・現地本部から支所へ防災無線等を用いての住民周知依頼を行う。
- ・市の境界に近い場合は現地本部から隣市に情報提供を行う

### (4) 緊急銃猟実施

#### ①避難誘導の実施

- ・誘導班班長は班員とともに計画に基づきグループ分け、移動手段等を協議し準備が出来次第誘導を開始する。(グループごとに発信機を持ち、避難誘導班班長が総括する)

- ・基本的に車に乗ったまま拡声器を用いての広報となるが、拡声器では聞き取れないことがあるので適宜直接住民に呼びかけるなど工夫すること。

- ・住民が屋外避難を希望された場合、車での移動を原則とする。(基本、住民所有の車での移動。難しい場合、一時的に公用車を用いての退避を行う)
- ・屋内避難を行う場合は、捕獲班とクマとの位置を考慮し、建物内でも反対側への避難をお願いする。
- ・避難が完了後、避難誘導班長は現地本部へ完了した旨を報告する。
- ・緊急銃猟が完了するまで、屋内避難中の住民が屋外に出ないように車の中から注視する。  
(住民が屋外に出てしまうなど、安全性が確保できなくなった場合、無線で現地本部に連絡し、現地本部は緊急銃猟の委託の中止又は一時停止を捕獲班に指示する。住民の安全が再度確保出来たら、その旨現地本部へ無線で連絡する。)

## ②通行制限の実施

- ・通行制限班長は班員と警察とともに計画に基づき、通行止めを行う場所、配置等の協議を行い、準備が出来次第に班員、警察は配置につく。
- ・市職員は場所ごとに無線機を1台ずつ、誘導棒を人数分を持っていく。
- ・通行制限班長は配置が終了後、その旨を現地本部に無線で報告する。現地本部は前項の告示(ホームページへの掲載)を確認、住民退避が確認できた後、通行制限開始を班長、警察に伝える。
- ・通行制限は基本的に車にハザードをつけ通行車線に停車、車後部に「クマ出没通行止め」の紙を張り、黄色の侵入防止テープを車と付近の電柱等との間に張ることで封鎖を行う。また、危険が及ぶ際は車内に避難する。(ただし、クマとの距離が遠い場合は必ずしも車とセットで行う必要はない。)
- ・班長は原則、現地本部でトランシーバーを用い班員を総括する。本部との情報共有は班長が行う。
- ・避難誘導班が住民の退避を呼びかける場合には、連携をとり効率的に実施する。

## ③緊急銃猟を実施させるものの要件を見てしていることの確認

- ・捕獲者が緊急銃猟を実施させる要件を満たしているかチェックシートにより確認を行う。

## (5) 緊急銃猟の外部への委託

- ①緊急銃猟に係る条件の確認、緊急銃猟の委託・現場本部でチェックリストに基づき、緊急銃猟の要件等を満たしていることを確認
  - ・確認後、捕獲者に対して証票(B)を渡す。



※この証票は「緊急銃猟を実施する」際に身に着けなくてはならないものであり、求められた場合は掲示しなければならない。また、土地の立ち入り等を行える証票を兼ねている。

- ・留意点を伝える。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 緊急銃猟を実施する場所</li><li>✓ 弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件等</li><li>✓ できる限り損壊すべきでない物件等</li><li>✓ 緊急銃猟を中止になる場合、合図の方法等</li></ul> |
|--|

- ・以上の確認が終わったら、捕獲班は配置につく。
- ・発砲のタイミングは捕獲者に委ねるが、状況が変わることがあるため捕獲班連絡係は無線機を持ち、常に現場本部と連絡が取れるようにする。
- ・発砲及びその後の止め差しの確認をもって、緊急銃猟実施を終了する。
- ・捕獲者は終了後速やかに証票を返却する。
- ・クマの移動等で緊急銃猟をやり直す場合、一度捕獲者は証票を返却する。

## (6) 原状回復、安全を確保する措置の解除

### ①安全確認

- ・緊急銃猟の実施が終了したら、捕獲個体の生死等を確認後、個体の状態や、跳弾はないか、どこに着弾したかなど弾丸の有無の確認を捕獲関係者で行う。また、報告のために写真を撮影する。

### ②安全確認後

- ・確認が終わり次第、現地本部で情報を共有し、通行制限を含む安全確保措置を解除し、事務所班から FAX で関係機関へ周知を行う。
- ・現地本部から支所へ防災無線等を用いての解除の住民周知依頼を行う。
- ・避難範囲内では拡声器を用いての解除の広報を行う。
- ・事務所班は市のホームページに安全確保措置解除について掲載する。

<p><b>【解除】</b> ツキノワグマ緊急銃猟に関するお知らせ (〇〇町××)</p>
---

<p>本日〇月〇日××時より、〇〇町××の△△付近において、出沒したツキノワグマへの緊急銃猟対応のため、通行規制、避難誘導は終了しました。ご協力ありがとうございました。</p>
--

- ・捕獲した個体の処分を松江市猟友会へ委託し、廃棄物処理法に基づき一般廃棄物として適切に処理（埋設処理）を行う。
- ・緊急銃猟の実施による第三者や物に対する損害がないか確認を行う。  
※損害が生じた場合市長が賠償する。

緊急銃猟時の確認チェックリスト（法令関係）

条文等	条件	✓
人の日常生活圏への侵入 (法第 34 条の 2)	銃猟を実施する場所は、人の日常生活圏※であるか ※ <u>人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲。</u> 例えば住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる	
危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要な (法第 34 条の 2)	危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるか。 ※ <u>人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなる</u> と考えられる。	
銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難 (法第 34 条の 2)	銃猟以外では的確かつ迅速に捕獲できないか。 ※ <u>人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなる</u> と考えられる。	
避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合 (法第 34 条の 2)	通行禁止・制限の措置は必要に応じて講じられているか（法第 34 条の 4）	
	地域住民の避難は行われたか（法第 34 条の 4）	
	広報（HP や SNS、防災無線等）は行われたか（政令）	
	通行の禁止・制限を行う場合は、管轄する警察署（警察署長）に通報を行ったか（政令）	
	鉄道を含む場合は、鉄道施設の管理者へ協議が行われたか(政令) 軌道又は索道を含む場合は、軌道経営者又は索道事業者へ協議が行われたか 道路を含む場合は、道路管理者へ連絡したか 場所の管理者へ連絡したか(必要に応じて)	
	射線方向にバックストップはあるか ※ 屋内で壁に向けて発射する場合、その壁は十分に堅牢か、又は弾が通り抜けた場合の壁の先にバックストップがあるか	
	緊急銃猟を委託する者に留意点を伝えたか ※ 緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱いや、できる限り損壊すべきでない物件（寺社仏閣、貴重品等）に関する情報、銃猟の対象鳥獣に関する情報等、やり取りに用いるジェスチャー等	
その他	（土地の立入りを伴う場合）土地の立入りをを行う者は証票を身に着けているか (法第 34 条の 3)	
	緊急銃猟を委託する者は証票を身に着けているか(法第 34 条の 2)	
	緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか（任意） ※ スマートフォン、ビデオカメラ等での撮影は捕獲者の了承を得ているか。	

## 緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト

※ チェックリストのチェック欄には捕獲者がチェックを行う。また、捕獲者の署名を得る。

確認事項		
	要件	✓
法令で定める 事項  (必須項目)	第一種銃猟免許を所持している  ※ 装薬銃を使用する場合（麻醉銃猟をする場合は除く）	
	第二種銃猟免許を所持している  ※ 空気銃を使用する場合（麻醉銃猟をする場合は除く）	
	過去一年以内に銃器による射撃を二回以上した者であること（麻醉銃猟をする場合は除く）	
	過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある	
夜間に緊急銃 猟をする場合 に、法令で定め る事項	射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃（特定ライフル銃を除く。）にあっては次のイに掲げる範囲）に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有している。	
	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了している者であること	
その他市町村 の判断により 任意で記載す る事項  (記載例)	対象となる危険鳥獣の捕獲に関与したことがある。  ※ 必須の要件「過去三年以内にクマ、イノシシ又はニホンジカを仕留めた経験がある」では、例えば、ツキノワグマを捕獲しようとする際に、ニホンジカ捕獲経験をもっていれば足りるが、ここでは、実際に捕獲しようとする危険鳥獣の種類と同じ大型獣を捕獲している実績を市町村が任意に設定する追加的な要件において捕獲者に求めようとするもの	
	対象となる危険鳥獣の捕獲に関する知識を有している  ※ 委託時に、市町村担当者から対象となる危険鳥獣についてレクチャーを受けたことを含む。	
	事前の訓練又は研修に参加したことがある。	
<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 20px;"> <span>月 日</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 20px;"> <span>名 前</span> </div>		

※ 捕獲を行った経験は、例えば、止めさし等の銃猟の経験も含まれる。（麻醉銃猟にあっては、例えば、錯誤捕獲個体への麻醉銃猟の経験も含まれる。）

※ 同種の銃器とは、装薬銃、麻醉銃、空気銃といった銃の種類を指す。例えば、緊急銃猟で装薬銃を用いる場合で複数の装薬銃を所持している場合、どの装薬銃での捕獲等の経験であっても、緊急銃猟で用いる銃が装薬銃である限り、その用いる銃は複数所持するどの装薬銃でも、「同種の銃器」として把握される。

## 緊急銃猟対応マニュアル

作成：松江市農林基盤整備課

松江市末次町 86 番地

電話 0852-55-5243（農林総務係）